

(公表用資料)

## 職員の処分について

1 被処分者	所 属	小学校 (南信地区)
	職 位	校長
	年齢及び性別	60 歳 男性
2 処分内容	戒 告	
3 処分時期	平成 30 年 1 月 18 日	
4 処分事由	<p>被処分者は、前任の小学校において、校長として管理すべき校内で、平成 26 年度に同校講師によって行われた度重なるわいせつな行為を防ぐことができず、学校管理体制の構築に適切を欠いた。</p> <p>このことは、児童及び保護者をはじめ、県民の学校教育への信頼を著しく失墜させるものであり、その責任は重大である。</p> <p>【懲戒処分等の指針における該当標準例】 「6 監督責任関係」「指導監督不適正」</p>	
5 備 考	平成 30 年 1 月 18 日 担 当 : 義務教育課管理係 課長 三輪晋一 担当 土屋 次男 電 話 : 026-232-0111 (代表) 内線 4338 026-235-7426 (直通) ファクシミリ : 026-235-7494 電子メール : gimukyo@pref.nagano.lg.jp	

(公表用資料)

## 職員の処分について

1 被処分者	所 属	中学校 (北信地区)
	職 位	教諭
	年齢及び性別	44 歳 女性
2 処分内容	戒 告	
3 処分時期	平成 30 年 1 月 18 日	
4 処分事由	<p>被処分者は、平成 7 年 3 月、大学卒業時に中学校教諭免許状を取得し、中学校に赴任したが、同時に申請していた小学校教諭免許状が取得できていなかったことを確認しなかった。更には、中学校から小学校に異動する際に、小学校教諭免許状の有無を確認せず、保有しているものと誤認したまま、平成16年 4 月から平成24年 3 月まで、小学校 2 校において指導に当たった。</p> <p>このような行為は、教育公務員としてあってはならない行為であり、県民の学校教育への信頼を著しく失墜させるもので、その責任は重大である。</p> <p><b>【懲戒処分等の指針における該当標準例】</b></p> <p>「2 一般服務関係」 「法令等違反・不適正な事務処理等」</p>	
5 備 考	平成 30 年 1 月 18 日 担 当 : 義務教育課管理係 課長 三輪 晋一 担当 土屋 次男 電 話 : 026-232-0111 (代表) 内線 4338 026-235-7426 (直通) ファクシミリ : 026-235-7494 電子メール : gimukyo@pref.nagano.lg.jp	